

大分県中小企業活性化条例の一部改正について

○大分県中小企業活性化条例とは

中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図るため、中小企業の振興に関する基本理念及び県の責務、施策の基本となる方針等を定めている。
(平成25年3月施行)

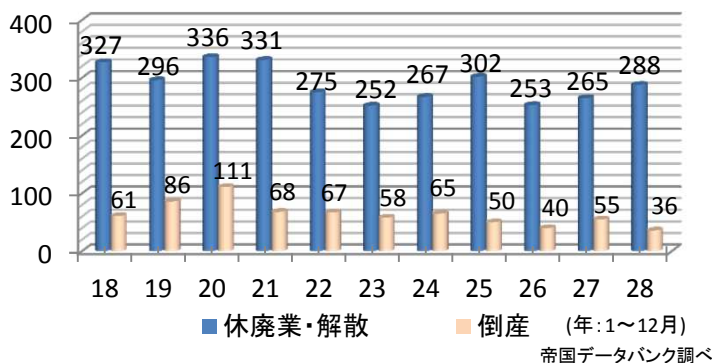
○条例改正の理由

小規模企業の経営環境が厳しさを増していることに鑑み、小規模企業の事業の持続的な発展を図るため、基本理念の明確化、基本的施策の追加等を行うもの。(平成29年12月22日施行)

1 背景

- ◆ 中小企業とは、資本金3億円又は従業員300人以下の企業等を指しており、中堅企業から家族経営の小規模企業まで、様々な企業が含まれているが、現状、県の中小企業活性化の施策においては、中小企業として一律の支援となっている。
- ◆ 小規模企業は、本県企業数の約9割を占めており、地域の多様な需要に応えることで、県経済及び県民生活を支えている。
- ◆ 人口減少、高齢化、地域経済の低迷等の構造的な変化が進展する中、小規模企業は売上や事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えている。
- ◆ 特に、後継者不足や経営者の高齢化が深刻化しており、事業継続を断念する「休廃業・解散」の件数が、「倒産」の件数に対して増加傾向となっている。
- ◆ 小規模企業の事業の安定的な継続が大きな課題となっており、小規模企業に特化したきめ細かな対策が求められる。

休廃業・解散件数の推移(大分県)



「倒産」件数に対する「休廃業・解散」件数の推移(倍率)

	H24	H25	H26	H27	H28
休廃業・解散/倒産(全国)	2.3	2.4	2.6	2.8	3.1
〃(大分県)	4.1	6.0	6.3	4.8	8.0

・倒産件数は、全国では7年連続の減少となっている中、事業継続を断念する企業は、引き続き一定数存在。さらに、大分県の倍率は全国を大きく上回っている。

・休廃業は資産が負債を上回る「資産超過」の状態でも事業を停止することを指す。解散は資産に余力を残した状態で清算手続きすること。倒産は債務超過で債務の支払い不能に陥った場合などを指す。

- ・中小企業とは、資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下(※製造業)の会社及び個人をいう。
- ・小規模企業とは、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業・サービス業・小売業は5人以下)の事業者等をいう。
- ・本県の企業36,729社のうち、中小企業は36,687社(99.9%)、そのうち小規模企業は31,580(86.0%)。

2 検討経過

平成25年 3月	【県】大分県中小企業活性化条例施行
平成26年 6月	【国】小規模企業振興基本法制定、小規模支援法改正
平成29年 2月	大分県中小企業活性化条例推進委員会 小委員会開催(第1回)
平成29年 4月~6月	春の500社企業訪問実施(過去最多の636社を訪問)
6月	中小企業地域懇話会開催(計59の小規模事業者が参加)
6月、7月	商工団体との事務レベル会議開催(6/1、7/13)
平成29年 8月3日	大分県中小企業活性化条例推進委員会 小委員会開催(第2回)
平成29年 8月25日	大分県中小企業活性化条例推進委員会開催(第1回)
平成29年 9月26日	大分県中小企業活性化条例推進委員会開催(第2回)
平成29年 10月2日	パブリックコメントの実施(～11月1日)

3 課題に対応する支援施策の方向性

① 販路開拓、新商品・サービス開発

- ◆潜在的なニーズの掘り起こし、商品、製品、品質のブラッシュアップ
小規模企業向けの商品開発時のマーケット調査及び試作等の支援並びに農商工連携の促進等を予定
- ◆域内生産体制の充実・強化
おおいた食品産業企業会でOEM生産受託企業の実態調査、マッチング等を予定

② 経営マネジメント

- ◆商工団体における経営発達支援計画の策定及び伴走型小規模事業者支援推進事業の活用の推進
- ◆ITを活用した業務PRや受発注の促進

③ 人材確保・育成

- ◆柔軟な人材活用の推進
人的資源を集約できる協業組合の設立や共同受注体制の構築支援 等
- ◆小規模企業での働き方改革等の取組の推進
小規模企業への取組推進について、経営者や経営指導員向けの勉強会の実施やモデル創出等を予定

④ 事業承継

- ◆事業承継ネットワークの活用推進(事業承継診断による案件掘り起こしの強化等)
- ◆後継者人材バンクの充実、事業承継補助金(国)の活用促進 等

⑤ 商工団体の支援体制強化

職員の資質・意欲向上

支援に必要な知識やスキルの習得

商工会、商工会議所の連携強化、人事交流の検討

優秀な職員の表彰制度

適正な職員配置

活動・成果の客観的評価に基づく職員配置の優遇

伴走型の支援に対応する経営指導体制の充実

販路開拓、地域振興業務等に対応する人員配置

4 中小企業活性化条例の改正の概要

① 小規模企業の事業の持続的発展を図る基本理念の明確化

- ・小規模企業は、必ずしも「成長」を目的として活動しているわけではなく、地域の様々なニーズに応えることも大きな目的となっている。
- ・「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上や伝承、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的な発展」を追加する。(前文、第3条関係)

② 中小企業支援団体の責務の追加

- ・商工会、商工会議所は、地域の小規模企業の課題を自らの課題として捉え、小規模企業による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行うことを位置付ける。(第6条関係)

③ 小規模企業振興の内容の追加

- ・県と中小企業支援団体、市町村、金融機関等が連携し、様々な施策を実行に移していくとともに、特にその中心となる商工会議所及び商工会の体制を整えていく必要がある。
- ・具体的な施策として、生産性の向上(販路開拓、新商品・新サービス開発、経営マネジメント等)、円滑な事業承継や人材確保の支援、中小企業支援団体の体制整備等について位置付ける。(第12条、18条関係)

④ 新たな重点施策への対応

- ・県としての新たな重点施策となっているサービス産業の生産性向上、大分県版第4次産業革命、クリエイティブ産業の振興、働き方改革の推進等の取組について、中小企業・小規模企業振興にあたり県が講ずる施策に追加する。(第12条、14条、16条、17条関係)